



我が国はイラク戦争で孤立してい、た米国を支援するため時限立法としてイラク特措法を制定・施行し、平成15年12月から平成20年12月まで海上自衛隊が、平成16年1月から平成18年7月ころまで陸上自衛隊がイラクに派遣されている。そのうち、陸上自衛隊のイラク派遣の日報について存在しないものと答弁されていたものが発見されていた。まさに「シリビアノコントロールが機能していない」と懸念されても致し方ない状況であるが、そういう中で陸上総隊が新設されてしまった。

ところで、公文書管理法が成立されたのは麻生内閣の時（平成21年6月24日）であるが、この法律が法制化されたのは、その前の福田康夫首相が公文書管理の研究会をまず立ち上げ、首相時代前後を通じて法制化に努力したからであると言われている。法は「公文書等」を、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけている。公文書などが民主主義の根幹を支える資源であると言われるのは、まさに行政機関等の歴史的事実の記録である公文書などが正確に

記録され、その記録された事実を国民が入手して利用できれば、私たちが正しい記録に基づいて精一杯の判断ができるからである。私たちがその時々において主権者としての精一杯の判断をするために、正しい記録が存在すること、それを利用できることが必須であり、事実を曲げた情報や重要な事実が削除された情報を入手して利用できたとしても、精一杯の判断などできようはずもない。

ところが、過去の事実として、私たちは「薬害エイズ問題」を通じて從前廃棄したと説明されていた数多くの資料が後日見つかることや、逆に、「消えた年金記録問題」において、多数の国民の大切な資料が消失してしまった事実をすでに学んでいる。そして、今般、公文書管理法が施行され、公文書管理の研究会をまず立ち上げ、首相時代前後を通じて法制化に努力したからであると言っている。法は「公文書等」を、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけている。公文書などが民主主義の根幹を支える資源であると言われる根幹を支える資源であると言われる

ところが、過去の事実として、私たちは「薬害エイズ問題」を通じて從前廃棄したと説明されていた数多くの資料が後日見つかることや、逆に、「消えた年金記録問題」において、多数の国民の大切な資料が消失してしまった事実をすでに学んでいる。そして、今般、公文書管理法が施行され、公文書管理の研究会をまず立ち上げ、首相時代前後を通じて法制化に努力したからであると言っている。法は「公文書等」を、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と位置づけている。公文書などが民主主義の根幹を支える資源であると言われる根幹を支える資源であると言われる

記録され、その記録された事実を国民が入手して利用できれば、私たちが正しい記録に基づいて精一杯の判断ができるから遠ざけ、また、消失させる簡単な方法について付言しておきたい。

「公文書等」のうち、「行政文書」とは、①行政機関の職員が職務上作成・取得した文書であること、②組織関として保有しているものであることの3要件を具备していなければならぬとされている。

その結果、行政機関の職員が職務上作成したものであっても、個人の備忘録としてのメモ書きであって、本人限りで用いるものだという方便が出てくる可能性がある。そして、この方便を簡単に認めてしまうと、個人的文書であり組織的に用いるものではないことを理由に管理される公文書などから除外でき、その中に、行政機関にとって不都合な事実があつたと聞いても容易に隠蔽されてしまう。真実、その文書の管理が組織的なものか個人的なものかの境界線がどこにあるのかの判断など簡単にできる筋合のものではない。当該文書が行政機関内においてどのように利用されているのか、どのように管理されているのかなど、国民を含めた外部からの判断することは極めて難しく、国民

が公文書管理を監視する」とがとても難しい中で、個人的が組織的などの判断を行政機関の職員に任せることとはすべきではない。

また、保存期間が「1年未満」の行政文書であるかどうかをどのように判断すべきであるのかという基準が従前明確になっておらず、官庁の担当課の判断だけで1年未満の文書としてどんどん短期間で闇から闇へ葬り去ることができていた。しかも、この保存期間が1年未満の文書は、行政文書ファイル管理簿への登録も不要であり、その廃棄にあたり廃棄審査も不要であるため存在していた痕跡すら残さないで葬り去れた。この点については、平成29年11月8日、政府が諮詢機関である公文書管理委員会に対して、行政文書管理ガイドラインの改正案を提示し、保存期間が1年未満の行政文書にできるかどうかの判断を7つの類型に限定するが1年未満の行政文書にできるかどうかの判断を7つの類型に限定することで大きな一步を踏み出すことができたが、まだまだ道半ばである。過去の事実（歴史）を知ることは現在及び未来を知ることにつながるが、本当の問題点は、さらに行政機関が「記録」しないことではなかろうかと危惧している。